



「消したかな」 あなたを守る 合言葉

消防からお知らせします

**鎮火放送は10月1日から
火災発生地区のみに！**

現在、田原市では、火災（発生・鎮火）時に防災行政無線を使用し、昼夜を問わず市内全域に一斉放送しています。



最近、深夜における火災の発生が多く、遠方地区の鎮火放送に多くの苦情が寄せられていました。これを受け、10月1日（金）から鎮火放送は、火災発生地区（田原地区・赤羽根地区・渥美地区）の地区別放送のみで実施するよう変更します。

なお、火災発生の放送は、消防団

の出動や近隣住民への周知、火災予防上の観点から今までどおり市内全域の放送といたします。

また、「安心安全ほっとメール」については、今までどおり火災発生・鎮火ともメール送信しますので、ご理解とご協力をお願いします。

▼消防署 ☎23局4075

消防からお願いいたします

消防団にあなたの力を！

《消防団とは》

自分たちのまちは自分たちで守るという精神で、地域における消防・防災のリーダーとして、まちの安心と安全を守るため、住民有志により組織されています。

しかし、近年では、少子化やサラ

リーマンの増加といった就業形態の変化などの影響で、入団者が減っています。

消防団活動を通して地域に貢献したい方など、多くの方の入団をお待ちしています。

《入団資格》

◆ 田原市内に在住・在勤の満18歳以上の方で、心身ともに健康な方

各地区で消防団員が

誘に伺いま

すので、ご

理解とご協

力をお願い

します。

※詳しくはお問い合わせください。

▼消防課消防係 ☎23局4073



住宅用火災警報器の設置を

住宅用火災警報器が

大切な「命・財産」を守ります！

田原市では、平成20年6月から、全ての住宅に「煙感知式」の住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。

ご家庭にまだ住宅用火災警報器を設置していない方は、早急に取り付

けましょう。

市内に

おいて、

住宅用火

災警報器

が取り付

けられて

いたこと

で、ガス

コンロの

天ぷら油や、

寝たばこの

不始末など

が火災につ

ながらな

かった事

例があ

りました。

また、住宅

火災で亡

くなった

方の方

のうち、約

7割は「逃

げ遅れ」が

原因で

した。火災

の発生に

早く気付

けば、助

かった方

も多かつ



《住宅用火災警報器の設置が必要な

場所》

◆ 寝室

◆ 台所

◆ 階段（2

階など

に寝室

がある

場合）

※設置などに関するご相談など、詳しくはお問い合わせください。

▼消防課予防危険物係 ☎23局4074

